

平成26年6月定例会

# 総務委員会説明資料

経営戦略部

監察局

出納局

# 目 次

I 提出予定案件	
1 一般会計・特別会計予算	1
(1) 歳入歳出予算	1
ア 総括表	1
イ 課別主要事項説明	2
2 その他の議案等	3
(1) 条例案	3
(2) 専決処分の報告について	5
(3) 平成25年度繰越明許費繰越計算書	6

I 提出予定案件

1 一般会計・特別会計予算

(1) 歳入歳出予算  
ア 総括表

一般会計

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計	財 源 内 訳						一般財源
				特 定 財 源			内 源			
				国支出金	使用料 手数料	財産収入	諸収入	繰入金	県債	
秘書課	442,511		442,511				6,100			436,411
総務課	1,221,301		1,221,301	242,471			355	14,450		964,025
人事課	307,926		307,926		17		580			307,329
職員厚生課	2,400,880		2,400,880			35,652	943	155,829		2,208,456
財政課	90,177,403	300	90,177,703	173	744,651	309,950	2,755,048		93,000	( 300 ) 86,274,881
管財課	2,451,229		2,451,229		15,947	9,670	25,285	1,377,000		1,023,327
税務課	21,669,633		21,669,633	26,881	6,960		1,222			21,634,570
情報システム課	847,982		847,982	45,000			9,211	378,260		415,511
総務事務管理課	135,144		135,144							135,144
監察課	61,611		61,611							61,611
評価検査課	132,168		132,168							132,168
会計課	407,178		407,178				11,000			396,178
工事検査課	138,402		138,402							138,402
計	120,393,368	300	120,393,668	314,525	767,575	355,272	2,809,744	1,925,539	93,000	( 300 ) 114,128,013
議会事務局	951,175		951,175				193			950,982
人事委員会事務局	136,403		136,403				602			135,801
監査事務局	182,223		182,223							182,223
計	1,269,801		1,269,801				795			1,269,006
総 計	121,663,169	300	121,663,469	314,525	767,575	355,272	2,810,539	1,925,539	93,000	( 300 ) 115,397,019

( ) 数字は、補正額の財源の再掲である。

## イ 課別主要事項説明

## 財政課

## (ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
一般管理費	221,206		221,206	
財産管理費	4,914,998	300	4,915,298	① 震災対策基金積立金 基金の積立金の補正 ( 300 )
公用公共用施設災害復旧費	100,000		100,000	
元 金	70,775,000		70,775,000	
利 子	13,807,000		13,807,000	
公債諸費	209,199		209,199	
予 備 費	150,000		150,000	
財 政 課 合 計	90,177,403	300	90,177,703	

## 2 その他の議案等

### (1) 条例案

#### ア 職員の配偶者同行休業に関する条例 (人事課)

##### (7) 改正の理由

地方公務員法の一部が改正されたことに鑑み、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な職員の継続的な勤務を促進するため、職員の配偶者同行休業に関する必要な事項を定める必要がある。

##### (4) 改正の概要

- a 任命権者は、職員が配偶者同行休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、当該休業をすることを承認することができることとする。
- b 配偶者同行休業の期間は、3年とすることとする。
- c 配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由について定めることとする。
- d 配偶者同行休業に係る承認の申請、期間の延長及び承認の取消事由について定めることとする。
- e 配偶者同行休業をしている職員は、配偶者が死亡した場合等には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならぬこととする。
- f 任命権者は、配偶者同行休業又はその期間の延長の申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、申請期間を任期の限度として行う任期を定めた採用又は臨時的任用のいずれかを行うことができることとする。
- g 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における当該職員の号俸の調整について定めることとする。
- h 配偶者同行休業をした職員の退職手当の算定に当たっては、当該配偶者同行休業をした期間は、現実に職務に従事することを要しない期間に該当することとする。
- i その他所要の規定を設けることとする。

##### (7) 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

## イ 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (人事課)

## (7) 改正の理由

地方公務員法の一部が改正され、職員の配偶者同行休業の制度が新設されたことに鑑み、関係条例について所要の整備を行う必要がある。

## (1) 改正の概要

- a 徳島県職員定数条例の一部改正  
配偶者同行休業をしている職員を職員の定数の外に置くことができることとする。
- b 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正  
これらの条例の適用を受ける職員が配偶者同行休業の承認を受けて当該休業をする場合において、その休業している期間については、給与を支給しないこととする。
- c 職員の育児休業等に関する条例の一部改正  
職員の配偶者同行休業に伴い任期を定めて採用された職員について、育児休業及び育児短時間勤務をすることができないこととする。
- d 徳島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正  
任命権者が人事行政の運営の状況に関し知事に報告しなければならない事項に、職員の休業の状況を追加することとする。

## (7) 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 専決処分の報告について

ア 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

専決処分内容

課名	和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処年月日	事故種別	所属名
管財課	大阪府豊中市在住 1名	1,181,799円	平成25年 8月 5日	香川県東かがわ市地内	平成26年 5月 27日	人身・物損	都市計画課
			大坂トンネル内において、渋滞で停車していた相手方の後方に追突した。				
管財課	板野郡松茂町在住 1名	51,547円	平成26年 2月 6日	徳島市地内	平成26年 5月 27日	物損	運輸政策課
			国道交差点手前で、右折レーンに車線変更したところ、右折レーンを走行していた相手方と接触した。				
	計	1,233,346円					

(3) 平成25年度繰越明許費繰越計算書

ア 一般会計

課名	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
				既収入 特定財源	未収入 特定財源	未収入 特定財源	その他	
管財課	本庁庁舎等管理費	499,458,000 円	18,391,000 円	(繰入金) 15,000,000 円	円	円	円	3,391,000 円
合計		499,458,000	18,391,000	(繰入金) 15,000,000				3,391,000